

国住指第 341 号

令和 4 年 12 月 2 日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

## 完了検査の円滑な実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、スプリンクラーヘッドの供給不足が生じ、スプリンクラーヘッドの生産状況(今後の見通し)について、一般社団法人日本消火装置工業会から別添1が公表されているところです。

つきましては、スプリンクラーヘッドの供給不足のためスプリンクラー設備の設置工事が完了しないことにより、スプリンクラーヘッドが設置された時点での検査が短期間に集中し、建築物の使用開始までの予定に遅れが生じるなどの混乱を防ぐため、下記により、建築物の実情に応じた柔軟な対応を図るようお願いします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していること、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に基づく消防用設備等の検査における柔軟な対応について、別添2のとおり、消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長あて通知されていることを申し添えます。

## 記

- 1 建築基準法第 7 条第 1 項に定める検査の申請又は同法第 7 条の 2 第 1 項に定める検査の引受けの申請があった場合、スプリンクラーヘッド以外のスプリンクラー設備(水槽、ポンプ及び配管等)が設置されているにもかかわらず、スプリンクラーヘッドの取付けが未了であることのみを理由に、当該申請の受理や引受けを延期しないこと。
- 2 建築基準法第 7 条又は同法第 7 条の 2 に規定する建築物の検査において、スプリンクラーヘッドの供給の遅れ等により、その取付けが確認できなかつた場合は、後日、写真等によりその取付けの完了を確認する等、柔軟に対応した上で、確認後は速やかに検査済証を交付することとされたいこと。

以上

国住指第 341 号  
令和4年 12月2日

北海道開発局事業振興部長  
各地方整備局建政部長  
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

### 完了検査の円滑な実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、スプリンクラーヘッドの供給不足が生じ、スプリンクラーヘッドの生産状況(今後の見通し)について、一般社団法人日本消火装置工業会から別添1が公表されているところです。

つきましては、スプリンクラーヘッドの供給不足のためスプリンクラー設備の設置工事が完了しないことにより、スプリンクラーヘッドが設置された時点での検査が短期間に集中し、建築物の使用開始までの予定に遅れが生じるなどの混乱を防ぐため、下記により、建築物の実情に応じた柔軟な対応を図るようお願いします。

貴職におかれましては、貴職指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していること、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に基づく消防用設備等の検査における柔軟な対応について、別添2のとおり、消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長あて通知されていることを申し添えます。

### 記

- 1 建築基準法第 7 条第 1 項に定める検査の申請又は同法第 7 条の 2 第 1 項に定める検査の引受けの申請があった場合、スプリンクラーヘッド以外のスプリンクラー設備(水槽、ポンプ及び配管等)が設置されているにもかかわらず、スプリンクラーヘッドの取付けが未了であることのみを理由に、当該申請の受理や引受けを延期しないこと。
- 2 建築基準法第 7 条又は同法第 7 条の 2 に規定する建築物の検査において、スプリンクラーヘッドの供給の遅れ等により、その取付けが確認できなかった場合は、後日、写真等によりその取付けの完了を確認する等、柔軟に対応した上で、確認後は速やかに検査済証を交付することとされたいこと。

以上

各指定確認検査機関(大臣指定)の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

完了検査の円滑な実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、スプリンクラーヘッドの供給不足が生じ、スプリンクラーヘッドの生産状況(今後の見通し)について、一般社団法人日本消火装置工業会から別添1が公表されているところです。

つきましては、スプリンクラーヘッドの供給不足のためスプリンクラー設備の設置工事が完了しないことにより、スプリンクラーヘッドが設置された時点での検査が短期間に集中し、建築物の使用開始までの予定に遅れが生じるなどの混乱を防ぐため、下記により、建築物の実情に応じた柔軟な対応を図るようお願いします。

なお、地方整備局長指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していること、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に基づく消防用設備等の検査における柔軟な対応について、別添2のとおり、消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長あて通知されていることを申し添えます。

記

- 1 建築基準法第 7 条第 1 項に定める検査の申請又は同法第 7 条の 2 第 1 項に定める検査の引受けの申請があった場合、スプリンクラーヘッド以外のスプリンクラー設備(水槽、ポンプ及び配管等)が設置されているにもかかわらず、スプリンクラーヘッドの取付けが未了であることのみを理由に、当該申請の受理や引受けを延期しないこと。
- 2 建築基準法第 7 条又は同法第 7 条の 2 に規定する建築物の検査において、スプリンクラーヘッドの供給の遅れ等により、その取付けが確認できなかった場合は、後日、写真等によりその取付けの完了を確認する等、柔軟に対応した上で、確認後は速やかに検査済証を交付することとされたいこと。

以上